

「近未来技術実証特区」について

— 規制改革による地方創生、成長戦略に向けて —

平成27年 4月 2日

内閣府 地方創生推進室

「近未来技術実証特区検討会」の開催【平成27年1月13日】

平成27年1月13日
内閣府
地域活性化推進室

1、趣旨

- ・ 「地方創生」を通じた我が国経済の活性化を実現するためには、国内外の新技术を呼び込み、これを大胆に実証するフィールドを我が国において十分に確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーションを一層喚起させることが不可欠である。
- ・ このため、特に、遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行等の「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、これを受け入れる用意のある「志の高いやる気のある地方自治体」(特に中山間地・離島等)とのマッチングを図る。

2、検討体制

- ・ 本検討会は、平将明副大臣・小泉進次郎政務官(国家戦略特区担当)の私的諮問機関とする。
- ・ 検討会の参加メンバーは、副大臣・政務官に加え、八田達夫座長以下 国家戦略特区ワーキンググループ(WG)のメンバーとする。
- ・ なお、内閣府・内閣官房の他部局(科学技術・イノベーション担当、IT担当)等との密接な連携を図る。

3、検討スケジュール等

- ・ 1月13日 本検討会の開催・公表
- ・ 1月15日 第1回検討会
 - 事業者等からのヒアリング
 - 幅広く「近未来技術」の募集を開始
- ・ 2月中目途 WGでの事業者等からのヒアリングを通じ、地方創生特区で採用すべき技術実証プロジェクトと制度的制約・大胆な規制改革の決定
- ・ 3月初目途 自治体からのヒアリング等を通じ、上記プロジェクトのマッチングを検討(中間取りまとめ)

「近未来技術実証特区検討会」 委員名簿

平 将 明 内閣府副大臣

小 泉 進次郎 内閣府大臣政務官

秋 山 咲 恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

阿曾沼 元 博 順天堂大学客員教授
澁志会がん医療グループ代表

工 藤 和 美 シーラカンズK&H株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授

坂 村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

鈴 木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

八 田 達 夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

原 英 史 株式会社政策工房代表取締役社長

本 間 正 義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

八 代 尚 宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

「近未来技術実証特区検討会」 検討経緯

1/15 第1回 近未来技術実証特区検討会

－ 検討会の設置、提案募集の開始、「自動飛行」ヒアリング

- ・ 野波健蔵 千葉大学特別教授
- ・ ヤマハ発動機株式会社
- ・ セコム株式会社
- ・ 総合警備保障株式会社 など

2/ 9 第2回 近未来技術実証特区検討会

－ 「遠隔医療」ヒアリング

- ・ 酒巻哲夫 特定非営利活動法人日本遠隔医療協会理事長
- ・ 武藤真祐 医療法人社団鉄祐会理事長
- ・ 松本純夫 東京医療センター名誉院長、日本内視鏡外科学会監事、ロボット支援手術検討委員会顧問

2/27 第3回 近未来技術実証特区検討会

－ 提案募集結果・共通課題の報告、「自動走行」ヒアリング

- ・ 須田義大 東京大学生産技術研究所、次世代モビリティ研究センター長 教授
- ・ 猪野聰之輔 慶應義塾大学大学院、メディアデザイン研究科附属メディアデザイン研究所 リサーチャー
- ・ 谷口 恒 株式会社ZMP代表取締役社長

3/30 第4回 近未来技術実証特区検討会

－ 「遠隔教育」、「近未来技術関連ベンチャー」ヒアリング、デモンストレーション

- ・ 長野県伊那市
- ・ 夏野 剛 慶應義塾大学政策・メディア研究科特別招聘教授
- ・ 孫 泰蔵 Mistletoe株式会社代表取締役社長兼CEO
- ・ 本荘修二 多摩大学大学院客員教授
- ・ 杉江 理 WHILL株式会社CEO
- ・ 野波健蔵 千葉大学特別教授

「近未来実証特区におけるプロジェクト」提案募集の結果

【集中受付期間】 1/15～2/13 (※)その後も随時受付

平成 27 年 2 月 27 日
内閣府地方創生推進室

1. 「近未来技術実証プロジェクト」提案募集結果（概要）

- 提案総数：70 件
- 提案主体：144 主体（自治体 33、民間企業等 111）
- 主な提案分野及び提案者については以下のとおり。

主な分野 (提案数/主体)	主な提案者
自動飛行 提案数：33 提案主体：63 (自治体 20、民間等 43)	仙台市（宮城県）、仙北市（秋田県）、福島県、茨城県、つくば市（茨城県）、茂木町（栃木県）、成田市（千葉県）、新潟市（新潟県）、松本市（長野県）、伊那市（長野県）、静岡県、愛知県、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、広島県、高知県、大川村（高知県）、北九州市（福岡県）、人吉市（熊本県）、 NTTコミュニケーションズ(株)、熊本大学、(独)産業技術総合研究所、静岡スカイテック(株)、三菱重工(株)、ヤマハ発動機(株) 等
自動走行 提案数：22 提案主体：46 (自治体 14、民間等 32)	岩見沢市（北海道）、仙台市（宮城県）、茨城県、つくば市（茨城県）、伊那市（長野県）、駒ヶ根市（長野県）、愛知県、豊田市（愛知県）、十津川村（奈良県）、北九州市（福岡県）、長崎県、南島原市（長崎県）、小林市（宮崎県）、久米島町（沖縄県）、 インクリメント・ピー(株)、慶應義塾大学、東北大学、日本電気(株)、富士重工(株) 等
遠隔医療 提案数：21 提案主体：43 (自治体 9、民間等 34)	川根本町（静岡県）、愛知県、豊田市（愛知県）、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、長崎県、人吉市（熊本県）、小林市（宮崎県）、沖縄県、特定非営利活動法人遠隔医療推進ネットワーク、京都府立医科大学、(一社)新見医師会、三井物産(株) 等
遠隔教育 提案数：4 提案主体：4 (自治体 2、民間等 2)	伊那市（長野県）、小林市（宮崎県） 等

※複数分野が組み合わされた提案、複数主体からの提案が含まれるため、各分野の提案数、提案主体数を足し合わせると提案総数、提案総主体数を超過する。

少なくとも特区において実現すべき規制改革事項(例)

(1) 自動飛行

- 航空法第 99 条の 2 及び同法施行規則第 209 条の 4 において、無人航空機については、地表又は水面から 250m 以上（航空路内においては 150m 以上）の飛行が制限されているところ、当該規定を緩和する。
- 無人航空機の長距離飛行等を可能とするため、電波法において、無人航空機が利用可能な周波数帯を拡大するとともに、出力制限を緩和する。

(2) 自動走行

- 自動走行の公道実証実験について、一定の条件の下、道路交通法第 70 条に規定されている車両等の運転者に課されている安全操作履行義務等の適用を免除する。

(3) 遠隔医療

- 中山間地域及び離島等医療機関へのアクセスが困難な地域以外においても、初診及び急性期の疾患に対しても、一定の場合は、医師の判断の下、遠隔診療が可能であることを明確化する。また、遠隔診療通知別表の慢性期疾患の対象が例示列挙であることを明確化するとともに、テレビ電話を使用した遠隔診療も診療報酬の対象とする。
- 患者からの依頼があった場合、医師が処方せん原本を当該医療機関から調剤薬局にインターネット等で送信することで医薬品の交付を受けることを可能とする等、院外処方せんの電子化を先行実施する。
また、調剤した医薬品を患者に交付する際に、薬剤師がテレビ電話等で情報提供を行うとともに、民間事業者等の配達を可能とする。

(4) 遠隔教育

- 中山間地域等の条件不利地域における子ども同士のコミュニケーションの円滑化等に資するため、地方創生を推進する観点から、義務教育においても、通信制の課程を設置可能であることを明確化するなど、ICT を活用した遠隔教育を可能とする。

「国家戦略特区ワーキンググループ」検討経緯 (近未来技術実証特区関係)

2/23 遠隔医療【厚生労働省】(14:50-16:00)

- ・ 初診及び急性疾患に係る対面診療原則の緩和
- ・ 薬剤の処方箋の交付及び配達に係る規制の緩和
- ・ 遠隔診療対象疾患例の記載の拡大等 など

3/9 自動飛行【総務省】(10:15-11:00)

- ・ 無人航空機の長距離飛行等を可能とするための電波法令の規制緩和

自動飛行【国土交通省】(14:00-15:00)

- ・ 無人航空機の飛行に関する航空法の規制緩和

3/13 遠隔医療【厚生労働省】(14:00-15:00)

- ・ 遠隔医療に関する諸課題(2/23の事項・2回目)

自動走行【警察庁、国土交通省】(16:30-17:15)

- ・ 自動走行に関する道路交通法等の規制緩和

「地方創生特区の指定について」

- 第11回 国家戦略特区諮問会議(1/27)石破大臣提出資料より抜粋 -

- 昨夏に規制改革事項等の提案のあった 33 の地方自治体(別紙参照)のうち、夏にヒアリング済みで追加提案のないものを除く全自治体について、特区ワーキンググループにおいてヒアリングを実施。
(1月16日から23日にかけて4日間、19件。今後にも必要に応じヒアリングを実施)
- 指定は、下記(1)の国家戦略特区の基準によるが、特に、エ)について、下記(2)の基本的考え方を適用する。

(1) 国家戦略特区の指定基準(基本方針(平成26年2月25日閣議決定))

- ア) 区域内における経済的社会的効果
- イ) 国家戦略特区を超えた波及効果
- ウ) プロジェクトの先進性・革新性等
- エ) 地方公共団体の意欲・実行力
- オ) プロジェクトの実現可能性
- カ) インフラや環境の整備状況

(2) 地方創生特区の指定に当たっての基本的考え方

- ① 現行法上の規制改革事項等すなわち「初期メニュー」のうち、現在の特区でも困難なものを実際に活用
- ② 廃案となった法案の「追加メニュー」など、思い切った改革事項を提案
- ③ 「近未来技術実証(※)」を行うことを積極的に受け入れ

※地方創生特区における「近未来技術実証特区」

- 平成27年1月13日に、平将明副大臣、小泉進次郎大臣政務官の私的諮問機関として、特区ワーキンググループ委員をメンバーとした「近未来技術実証特区検討会」を設置(1月15日に第1回を開催)。
- 遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行などについての新商品・サービスの実証のため、地方創生特区をフラッグシップとして活用し、特に中山間地・離島等で大胆な規制改革を実現。

提案自治体一覧(国家戦略特区内の自治体除く)

番	提案自治体	初期メニュー	追加メニュー	その他の主な規制改革
1	青森県	—	—	浮体式LNG受入基地とLNG火力発電所の整備運用に係る法体系の構築、許認可手続の緩和・迅速化 廃棄物処理法上の広域認定制度の緩和
2	秋田県	—	—	農地転用許可の基準緩和・権限移譲 後期高齢者医療保険の住所地特例 介護人材の技能実習期間を8年まで延長 アンモニアを燃料とした発電実証実験に係る規制改革
3	仙北市 (秋田県)	農業生産法人	国有林野	農業生産法人の出資・事業要件緩和 外国人医師による日本人の診察保険適用 温泉療養への保険適用範囲の拡大 農家民宿等が提供する農業体験の旅行業法適用除外 国有林野を活用したドローン実証実験に係る規制改革
4	山形県 鶴岡市	農業生産法人	—	農地利用・都市計画に係る許認可権限の一元化 農地転用許可の権限移譲
5	仙台市	エリアマネジメント 雇用条件	公証人 開業ワンストップ NPO 地域限定保育士	地域限定保育士に係る試験実施の権限移譲 建築物の用途変更手続きのワンストップ化 育児休業を複数回取得する機会の確保 自動走行機能付電気自動車の実証に関する規制改革 飛行ロボットの実証実験に関する規制改革
6	会津若松市 (福島県)	—	—	著作物のフェアユース規定の導入 コンテンツプロバイダへの免責条件の明確化 個人情報の匿名化処理に関する共通ルールの策定
7	新潟県、新潟市 上越市、聖籠町	—	—	海洋再生エネルギーの固定価格買取制度への適用 枯渇ガス田の利用基準の緩和
8	茨城県 つくば市	—	—	医薬品・医療機器の審査期間の短縮 先進的な医療技術の先進医療認定迅速化 介護保険適用対象の拡大 ドローンの自動飛行実証試験に関する規制改革 ロボットスーツHAL実証試験に関する規制改革
9	埼玉県	—	—	医療機器製造販売業に係る品質保証責任者要件緩和 電力融通基準の緩和 農地転用の手続き簡略化・権限移譲
10	練馬区 (東京都)	病床 外国医師	—	生産緑地の面積要件の緩和 農業体験外国人の滞在条件緩和
11	台東区 (東京都)	エリアマネジメント	—	旅客不定期航路事業における2点間運航の許可
12	豊島区 (東京都)	容積率 エリアマネジメント 旅館業法	—	外国人芸術家が訪日公演などの際に在留資格「短期滞在」での入国の許可

番号	提案自治体	初期メニュー	追加メニュー	その他の主な規制改革
13	北区、板橋区 (東京都)	エリアマネジメント	—	都市公園における建蔽率緩和 重要文化財の保護活用基準の緩和(※) ※北区のみの提案
14	墨田区 (東京都)	—	—	旅客不定期航路事業における2点間運航の許可
15	荒川区 (東京都)	エリアマネジメント	開業ワンストップ	都市公園内における保育所設置の解禁 分筆に係る不動産登記申請者の要件緩和 免許不要無線局の空中線電力の上限緩和
16	長野県	—	—	検疫官に替わり医師による検疫業務の実施 安全保障貿易管理制度に基づく手続等の簡略化
17	愛知県、岐阜県 三重県、静岡県 名古屋市 静岡市、浜松市	保険外併用 雇用条件	(参考) 有料道路管理の 民間開放 (構造特区)	自動走行の実証を行うための法整備 医療機器製造販売業の品質保証責任者資格要件緩和 遠隔診療の拡大
18	愛知県 常滑市	農家レストラン 農業委員会 農業生産法人 信用保証	—	—
19	愛知県	公設民営学校	—	高校専攻科から大学への編入 高校本科及び専攻科双方の校長配置 リハビリ遠隔医療等の実証に関する規制改革 無人飛行ロボットの実証に関する規制改革 自動走行の実証に関する規制改革
20	名古屋市 (愛知県)	—	—	鉄道事業者所有地への抵当権設定の緩和 退避施設提供者の災害時の賠償責任免責制度創設
21	静岡県	医学部検討	—	発症前診断等・予防的治療等の保険適用 遠隔診療の拡大 新設医大附属病院の病床の特例 無人ヘリコプターの利用電波帯の拡大 無人ヘリコプター用農薬の転用登録の緩和措置
22	三重県	信用保証 農家レストラン	—	品質保証責任者の資格要件緩和 医療機器品質管理省令のISOとの整合 農地転用許可の権限移譲 半導体製造用高圧ガスの輸入検査場所の要件緩和
23	和歌山県 鳥取県 関西広域連合	保険外併用	—	ロボット医療の先進医療認定の特例 医療機器等の製造販売承認の迅速化 遠隔指導によるロボット手術関連制度の構築
24	和歌山県 関西広域連合	—	—	医療機器等の製造販売承認の迅速化 ロボット介護機器のガイドライン整備・試行的運用 介護保険の適用範囲拡大

番	提案自治体	初期メニュー	追加メニュー	その他の主な規制改革
25	岡山県	信用保証 農家レストラン	—	農業生産法人の事業要件の緩和 酪農農業施設設置に係る知事承認の緩和 看護師等養成所の専任教員数の基準緩和 発光遺伝子組換え植物の野外栽培に関する規制改革
26	広島県	—	—	医療機器等の製造販売承認の迅速化 ドローンの電波法出力範囲の拡大 ドローンの道路法上の使用許可基準緩和
27	鳥取県	農家レストラン	—	漁港区域指定等の権限移譲及び港湾計画審査廃止 車載ディスプレイ公道実験の道路使用制限の緩和 中山間地域等直接支払交付金の農地転用時返還免除
28	徳島県 関西広域連合	—	—	ヒト iPS 細胞の研究開発・事業化に関する規制緩和 個人情報の匿名化処理に関する共通ルールの策定
29	徳島県	—	—	自家用車による高齢者の有償運送の緩和 介護保険の住所地特例適用要件拡大 市街化調整区域内空家の賃貸化に係る知事許可廃止 ドローンによる物資輸送・災害時の安否確認 ドローンによる農作物の生育観察や鳥獣害防止
30	高知県	信用保証	—	自治体実施ツアーの旅行業法適用除外 高齢者の住所地特例の拡充 ドローンによる中山間地域の配送効率化 ドローンによる医薬品の配送許可
31	鳥栖市 (佐賀県)	信用保証	—	農振除外基準の緩和 農地分類基準の緩和 市街化調整区域の用途制限付き大規模開発許可
32	長崎県	古民家等 旅館業法 農家レストラン	—	再生可能エネルギー関連の発電所・変電所における主任技術者の選任義務の緩和 水素製造施設設置・保安基準緩和 自動走行システム実証実験に関する規制改革 特定健康診査における遠隔診察に関する規制改革
33	大分県	—	—	既卒留学生の在留資格に関する規制緩和
34	福井県	—	—	LNG・水素エネルギー活用都市の整備に必要な規制緩和 原子力の技術力・人材力の育成に必要な規制緩和 浮体式 LNG 受入基地の導入に必要な規制緩和
35	柏市 (千葉県)	—	—	医療機器等の製造販売承認の迅速化 医療機器改良による臨床試験結果の保険反映
36	北九州市 (福岡県)	エリアマネジメント	創業人材等 開業ワンストップ 高齢者就業時間 NPO	インフラ輸出に貢献する外国人材の在留資格新設 自動走行の公道実証に関する規制緩和 アシストツールの現場導入・実証プロセスの標準化

「農林・医療ツーリズム」のための改革拠点

林業経営や放牧に解放

- 農業生産法人の要件緩和



市域面積 ▶ 8割が林野
6割が国有林野

- 国有林野の民間開放
(貸付面積や貸付対象者の拡充)



無人飛行の実証



遭難者の搜索



火山監視

観光地における
外国人医師による診療

- 単独の診療所での診察解禁



玉川温泉

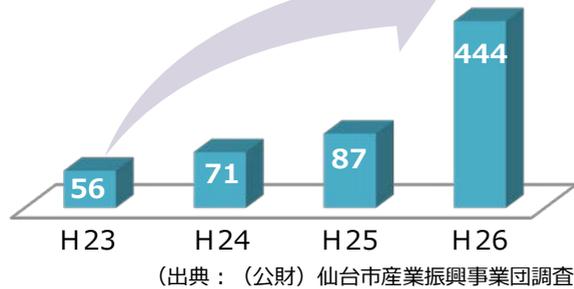


鳥獣被害対策などの
農林畜産分野の調査



<仙台市を取り巻く環境>

近年、女性による起業相談件数が急増

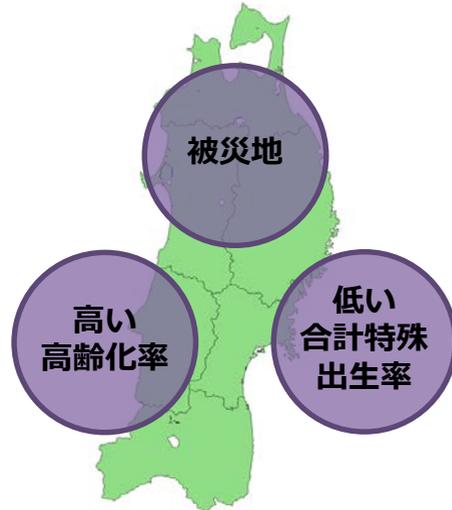


震災後、起業マインドが大きく変化

	能力を活かしたい	他人・地域への貢献
震災前起業家	20.6%	16.5%
震災後起業家	15.2%	23.7%
起業家予備軍	8.8%	31.5%

(出典：仙台市調査)

東北地方は課題先進地域



起業しやすい
仕組みづくり

- NPO法人の設立認証の手続期間を約半分に
- 公証人の定款認証が公証役場外でも可能に
- 起業直後の企業等に雇用ルールを説明して労働関係紛争を未然防止



女性の社会
参加促進

- 地域限定保育士試験の実施により保育士不足を解消
- 都市公園内への保育所設置により待機児童を解消

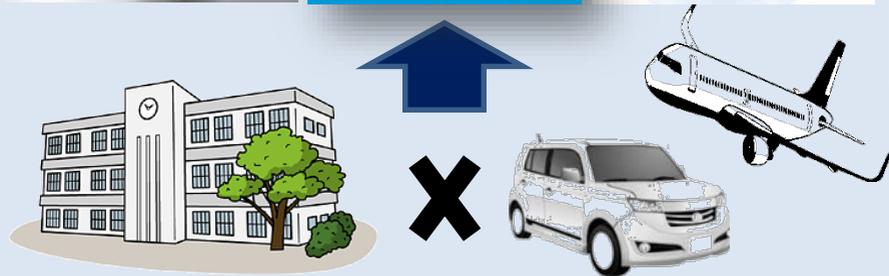


大学との連携
による近未来
技術の実証

- 東北大学との自動走行等の実証により新たなイノベーションを喚起



産業人材育成や自動走行等による 成長産業・先端技術の中核拠点の形成



公設民営学校設立等による
産業人材の育成・確保

自動車・航空宇宙等の
国内最大のモノづくり拠点

中部国際空港を活用し、
交流人口の増加に寄与



農業の所得向上と 成長分野への転換

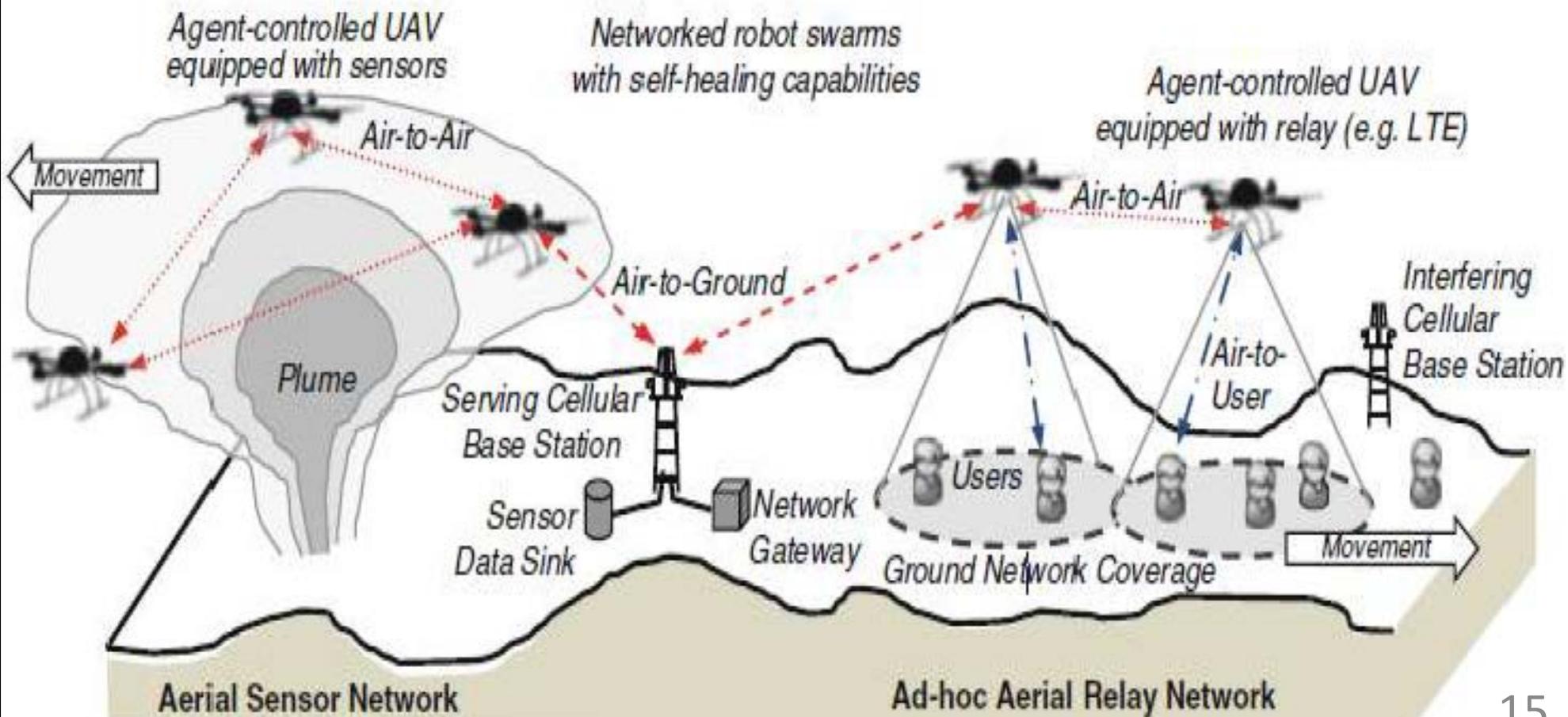
- ・ 企業の農業への参入
- ・ 農地の集約・集積、耕作放棄地の解消
- ・ 6次産業化の推進



- 農業委員会の市への業務移管
- 農業生産法人の役員要件の緩和
- 農業への信用保証の適用
- 農家レストランの設置

直線距離10km程度の特区の必要性

飛行ロボットを核としたデータリンクネットワーク構築試験



国有林野の民間開放(無人飛行実証に資する規制改革事項の例)

民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押しする観点から、国家戦略特別区域法等において、国有林野の林地の貸付・使用に関する対象面積・対象者を拡大する特例を設ける。

現状

現行、林業用を含めた非公共用での貸付・使用については、

- ① 対象面積は5ha以内(国有林野管理経営法)
- ② 所在地域の住民が林業等に供する場合に限定(運用通達)

見直し後

国家戦略特区においては、

- ① 対象面積の上限を10haに拡大(国家戦略特区法で特例を措置)
- ② 対象者を地域住民に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を対象(具体的には通達で規定)

効果

民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押し

- 本日、昨年末の選挙でお約束した『地方創生特区』の第一弾として、3地域を決定しました。この地方創生特区が、全国の地方創生をリードするモデルになることを期待したいと思います。
- 秋田県仙北市は、市内の6割を占める国有林野を民間に開放し、放牧やドローンの実証を行うとともに、外国医師の診療所での診察を解禁するものであります。
- 宮城県仙台市は、女性の活躍や社会起業の拠点として、NPO法人も含めた開業手続を迅速化し、地域限定保育士を導入することとしています。
- 教育や農業分野での岩盤規制改革を断行する愛知県を含め、地方創生特区第一弾のこれら3地域に対しては、手続の簡素化や専門家の派遣など、最大限の支援を行いたいと思います。
- また、都市公園内の保育所の設置解禁や外国医師による診療範囲の拡充など、今回の法案に追加する規制改革事項を決定しました。これらを盛り込んでパワーアップした法案を、この国会に提出いたします。
- さらに、近未来技術の実証を含め、大胆な規制改革提案を募り、年内できるだけ速やかに、『地方創生特区』第二弾を実現したいと思います。

「国家戦略特区の第二次指定(地方創生特区の指定)に当たって」

- 第13回 国家戦略特区諮問会議 民間有識者提出資料 より抜粋 -

平成27年3月19日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1、さらなる「地方創生特区」の速やかな指定について

- ・ 今回の第二次の指定対象候補区域となっている3地域(「仙北市」、「仙台市」「愛知県」)は、「地方創生を規制改革により実現する」という高い志とやる気をもった区域であるが、これに加えて、例えば「徳島県」などについても、提案する規制改革事項(介護保険等の住所地特例など)が今後実現する方向となれば、速やかに第三次指定の対象として検討すべき。
- ・ その際、現在精力的に開催し、全国から多くの多様な提案が寄せられている「近未来技術実証特区検討会」における議論も踏まえ、「自動飛行(ドローン)」や「自動走行」などに関する規制改革事項を早急に特区のメニューに追加するとともに、これらを活用して近未来技術の実証を積極的に行おうとする区域について、地方自治体における首長のやる気と安全面等の一定の代替措置を前提に、原則、全ての区域を、例えば「ドローン実証特区」などという形で指定していくべき。なお、こうした新しいタイプの特区については、区域ごとの具体的な連携方法や区域会議のあり方などに関し、あらためて早急に検討・整理すべき。
- ・ また、基本方針において少なくとも年2回行うことになっている「全国の自治体や民間からの提案募集」を今春(4~5月を目途)に行うことにより、やる気のある志の高い地方創生特区の候補区域からの、より大胆な規制改革提案を、一層積極的に受け付けていくべき。

参 考 资 料

6つの国家戦略特区における「区域会議の開催」「事業計画(区域計画)の認定」の状況

関西圏(大阪府、兵庫県、京都府)
医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援
区域会議: H26.6.23, 9.24, H27.3.11開催

区域計画認定: H26.9.30, 12.19, H27.3.19

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・iPS細胞由来の血小板製剤供給事業に係る課税の特例
- ・雇用労働相談センターの設置

新潟市

大規模農業の改革拠点
区域会議: H26.7.18, 12.3開催

区域計画認定: H26.12.19

- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用

東京圏

(東京都9区, 神奈川県, 千葉県成田市)
国際ビジネス、イノベーションの拠点
区域会議: H26.10.1, 12.9, H27.3.4開催

区域計画認定: H26.12.19, H27.3.19

- ・都市再生特別措置法の特例
- ・都市計画決定等に係る都市計画法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・東京開業ワンストップセンターの設置

養父市

中山間地農業の改革拠点
区域会議: H26.7.23, H27.1.27開催

区域計画認定: H26.9.9, H27.1.27

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例

沖縄県

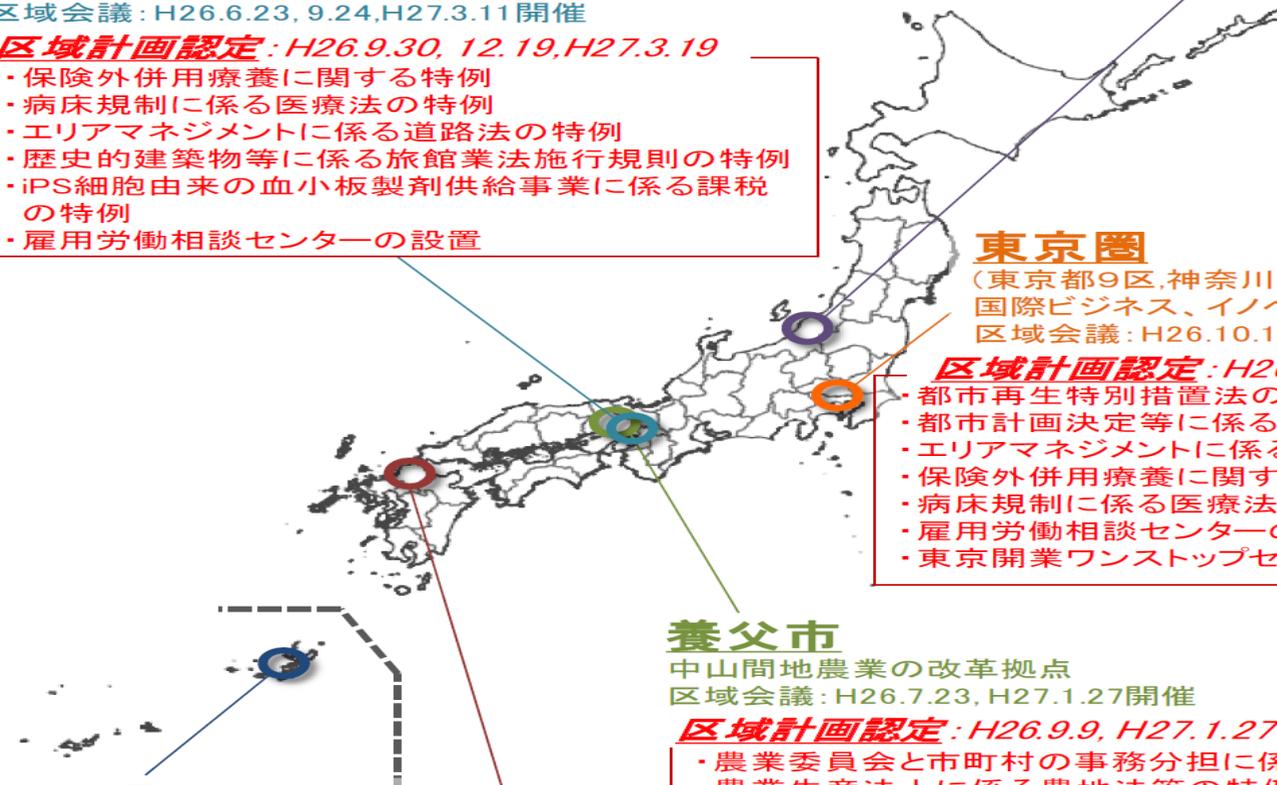
国際観光拠点
区域会議: H26.10.26開催

福岡市

創業のための雇用改革拠点
区域会議: H26.6.28, 9.25開催

区域計画認定: H26.9.9, 9.30

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置



国家戦略特区 区域計画の認定の状況 (2014年度合計: 区域会議13回開催、50事業認定)

区 域 名 (認定事業数)	規制の特例措置等・事業主体		区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画認定日
東京圏 (18件)	都市再生特別措置法の特例	日比谷地区【三井不動産】	平成26年12月9日	平成26年12月19日
	都市計画法の特例	竹芝地区【東急不動産、鹿島建設】	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		虎ノ門四丁目地区【森トラスト】		
	道路法の特例	丸の内仲通り等【大丸有地区まちづくり協議会】		
	保険外併用療養に関する特例	慶應義塾大学病院	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		国立がん研究センター		
		東京大学医学部附属病院		
		公益財団法人がん研究会		
	病床規制に係る医療法の特例	順天堂大学医学部附属順天堂医院	平成27年3月4日	平成27年3月19日
		国立大学法人東京医科歯科大学		
		公益財団法人がん研究会		
		医療法人社団湊志会 瀬田クリニックグループ		
	病床規制に係る医療法の特例	医療法人社団葵会	平成26年12月9日	平成26年12月19日
		公立大学法人横浜市立大学		
慶應義塾大学病院				
雇用労働相談センター	順天堂大学医学部附属順天堂医院	平成27年3月4日	平成27年3月19日	
	雇用労働相談センター	—	平成26年12月9日	平成26年12月19日
東京開業ワストップセンター	—	平成27年3月4日	平成27年3月19日	
関西圏 (8件)	保険外併用療養に関する特例	大阪大学医学部附属病院	平成26年9月24日	平成26年9月30日
		独立行政法人国立循環器病研究センター		
		京都大学医学部附属病院		
	病床規制に係る医療法の特例	公益財団法人先端医療振興財団	平成26年9月24日	平成26年9月30日
	エリアマネジメントに係る道路法の特例	一般社団法人グランフロント大阪TMO	平成27年3月11日	平成27年3月19日
	歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例	一般社団法人ノト	平成27年3月11日	平成27年3月19日
	iPS細胞由来の血小板製剤供給事業に係る課税の特例	株式会社メガカリオン	平成27年3月11日	平成27年3月19日
雇用労働相談センター	—	—	平成26年12月19日	

区域名 (認定事業数)	規制の特例措置等・事業主体		区域会議開催日 (区域計画作成日)	区域計画認定日
新潟市 (8件)	農業生産法人に係る農地法等の特例	株式会社ローソン	平成26年12月3日	平成26年12月19日
		株式会社新潟麦酒		
	農業委員会と市町村の事務分担に係る特例	—	平成26年12月3日	平成26年12月19日
	農家レストラン設置に係る特例	有限会社フジタファーム	平成26年12月3日	平成26年12月19日
		株式会社絆コーポレーション		
		有限会社ワイエスアグリプラント		
有限会社高儀農場				
農業への信用保証制度の適用	—	平成26年12月3日	平成26年12月19日	
養父市 (11件)	農業委員会と市町村の事務分担に係る特例	—	平成26年7月23日	平成26年9月9日
	農業生産法人に係る農地法等の特例	有限会社新鮮組	平成27年1月27日	平成27年1月27日
		株式会社近畿クボタ		
		吉井建設有限会社		
		オリックス株式会社、やぶパートナーズ株式会社		
		ヤンマーアグリイノベーション株式会社		
		株式会社姫路生花卸売市場		
		株式会社マイハニー		
	株式会社アグリイノベーターズ			
	農業への信用保証制度の適用	—	平成27年1月27日	平成27年1月27日
歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例	一般社団法人ノオト	平成27年1月27日	平成27年1月27日	
福岡市 (5件)	エリアマネジメントに係る道路法の特例	天神15号線等【福岡観光コンベンションビューロー】	平成26年6月28日	平成26年9月9日
		天神18号線【We Love天神協議会】		
		博多駅前線等【博多まちづくり推進協議会】		
	博多駅前10号線【御供所まちづくり協議会】			
	雇用労働相談センター	—	平成26年9月25日	平成26年9月30日

「東京開業ワンストップセンター」開所式 安倍総理挨拶【平成27年3月31日】

○ 本日の東京開業ワンストップセンター開所式に際し、心からお祝いを申し上げたいと思います。

私は、先ほど初めて、いわゆるワンストップセンターを視察させていただき、本当にワンストップだなと思いました。

よく、タイム・イズ・マネーという言葉がございますが、ワンストップ化したことによって、相当の時間を私は節約できることになったのではないかと思います。このグローバルな時代に、スピードこそ私は重要ではないのか、その意味において、企業が日本で会社を作ろうと思って、企業ができるまで、起業するまで時間を短縮をし、それによって、海外の企業が日本に投資しようという大きなきっかけになるのではないのかという気持ちがしたような次第です。

○ 『世界一の都市・東京の実現』という舛添都知事をはじめとする皆様の強い意志を高く評価し、東京圏を『国際ビジネス・イノベーションの拠点』として、『国家戦略特区』に指定しました。『日本が世界の真ん中で輝く国となる』と申し上げてまいりました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、東京圏は、新しい日本を世界に発信するモデルとならなければなりません。そのためにも、東京圏とは、強かにタッグを組んで、国際的なビジネス拠点を目指して、規制・制度改革に取り組んでいきたいと考えています。

○ 政権交代以後、投資先としての日本の魅力は格段に上がってきています。日本への直接投資は、昨年約3倍に増えました。外国企業から見たアジアの投資先の関心度調査では、それまで全項目で中国が1位だったのが、R&D拠点、販売拠点で、日本が1位を獲得しました。今年はもっと1位が増えるのではないかと期待しております。全世界で見ても、世界経済フォーラムの競争力調査で、我が国は、9位から6位に上昇しています。しかし、6位で我々が甘んじることはありません。皆さん、1位を目指していこうではありませんか。

○ しかしながら、このように投資環境が良くなっても、いざ日本で開業しようとすると、大きな壁があります。縦割で煩雑な行政手続です。せつかく日本で会社を作ろうと思っても、登記、税務、年金、入国管理、保険。あちこちの窓口を駆け回ると考えるだけで、気が遠くなるわけでありまして。これを打破して、世界から企業・人材・資金をひきつける先兵となってもらうのが、国家戦略特区制度を活用した『東京開業ワンストップセンター』です。もちろん、英語で手続きのお手伝いもいたします。

東京開業ワンストップセンターが、日本の、そして世界のモデルとなることを祈念をしたいと思います。

○ なかなか成長戦略進まない。こういう批判を書くのは簡単でございますが、書いてきた皆さん、ワンストップセンターを見ていただきたい。これは、まさにワンストップにする、窓口を集めるというのは、これはなかなか大変なことではありましたが、これを実現するために大きな貢献をいただいた皆様に改めて敬意を表したいと思います。しかし、ここで私たちの改革は止まるわけではございません。皆様と共に力を合わせながら、世界で最もビジネスがしやすい国、日本、東京を目指して頑張っていきたいと思っております。



国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要

内閣府 地方創生推進室
内閣官房副長官補付(地域活性化担当)

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

国家戦略特別区域法の一部改正

今国会提出法案で新たに盛り込むもの

1. iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。【第20条の3】

2. 都市公園内における保育所等設置の解禁

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。【第20条の2】

3. 臨床修練制度を活用した国際交流の推進

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。【第24条の3】

4. 漁業生産組合の設立要件等の見直し

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。【第14条の】

5. その他(地域限定保育士試験の政令市での実施など)

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。【第12条の4に追加】そのほか、設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加。【第27条の2~4】

臨時国会提出法案に盛り込まれていたもの

外国人を含む開業促進など

外国人の活躍環境の整備

①創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など☆

・創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。【第16条の4】
・クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】

②外国人家事支援人材の活用☆

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

法人設立手続の簡素化・迅速化

③ワンストップセンターの設置☆

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

規制改革による地方創生

⑤医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力確保が課題となる地域等において、高齢退職者が活躍できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

⑦地域限定保育士の創設☆

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。【第12条の4】

⑧NPO法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の4】

⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

民間ノウハウの活用など

⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の3】

⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

構造改革特別区域法の一部改正

(1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

(2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

※「☆」は「改訂日本再興戦略2014」に記載の規制改革事項等